

特産品焼酎製造免許の付与可能都道府県

(特産品焼酎のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。)

当局管内の各府県における、令和3年度から令和5年度までの単式蒸留焼酎に係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、特産品のうち、米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする単式蒸留焼酎製造免許については、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの間、いずれも免許付与が可能です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和3～令和5年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費－平均課税	
滋賀県	X	3,545	X	3,348	X	3,599	X	3,497	X	○
京都府	1,064	7,302	587	7,358	530	7,048	727	7,236	6,509	○
大阪府	X	27,101	X	27,473	X	26,273	X	26,949	X	○
兵庫県	279	15,718	351	15,663	261	14,386	297	15,256	14,959	○
奈良県	11	3,482	12	3,378	10	3,013	11	3,291	3,280	○
和歌山県	105	3,026	91	3,059	78	2,762	91	2,949	2,858	○

(注) 上記数量は、いずれも令和6年6月30日現在の数量により算出しています。